

伊万里市マスコットキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊万里市マスコットキャラクター「いまりんモーモちゃん」及び「いまりんモーモくん」（以下「キャラクター」という。）を市以外の者が使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、市に帰属する。

(承認の申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合を除き、伊万里市マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の事業内容が分かる書類
- (2) キャラクターの使用方法が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(審査基準)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、次に掲げる基準によりその内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがないこと。
- (2) 市の尊厳及び品位を損なわないものであること。
- (3) 市の特産品の推進又は市のPRに寄与するものであること。
- (4) 市内におけるまちづくりの推進又は地域の活性化に寄与するものであること。
- (5) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがないこと。
- (6) キャラクターのイメージを損なうおそれがないこと。
- (7) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、キャラクターの使用の目的、方法等が不相当と認められないこと。

(承認の通知等)

第5条 市長は、第3条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査した結果、相当と認めるときは伊万里市マスコットキャラクター使用承認通知書(様式第2号)により、不相当と認めるときは伊万里市マスコットキャラクター使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、キャラクターの使用の承認に際し、必要に応じ条件を付することができる。

(使用期間)

第6条 キャラクターの使用期間は、1年を超えることができない。ただし、書籍、映像作品等については、この限りでない。

2 前項の使用期間は、更新することができる。

3 第3条から第5条までの規定は、前項の更新について準用する。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の順守事項)

第8条 第5条第1項の規定によりキャラクターの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) この要綱の規定及び承認の条件に違反しないこと。

(2) 承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。

(3) 使用期間を厳守すること。

(4) 承認に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 定められた色、形状等を市長の承諾なしに改変しないこと。

(6) 市の畜産業のシンボルキャラクターであることをPRするとともに、キャラクターの名称を表示すること。

(7) 承認に係る物品等の完成品(完成品の提出が困難な場合は、写真等)を提出

すること。

(8) 商標登録出願を行わないこと。

(申請内容の変更)

第9条 使用者は、申請の内容を変更しようとするときは、伊万里市マスコットキャラクター使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査した結果、適当と認めるときは伊万里市マスコットキャラクター使用変更承認通知書（様式第5号）により、不適当と認めるときは伊万里市マスコットキャラクター使用変更不承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(承認の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し是正のための措置を求め、又はその承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な申請により承認を受けたとき。

(2) この要綱の規定又は承認の条件に違反していると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が取消しの必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、伊万里市マスコットキャラクター使用承認取消通知書（様式第7号）により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても市はその責めを負わない。

4 市長は、必要に応じ、キャラクターの使用状況等について、使用者に報告させ、又は調査することができる。

(損害の負担等)

第11条 市は、キャラクターの使用により使用者が被った損害、使用者が第三者に与えた損害その他キャラクターの使用中に生じた事故等による損害について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 (平成25年告示第31号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年告示第88号)

この要綱は、平成25年10月27日から施行する。